

神栖市社協緊急生活支援事業実施要項

(目的)

第1条 市内に居住する低所得世帯で、緊急且つ一時的な生活困窮状態にある世帯に対し、食材の現物や供給停止状態もしくはそのおそれのある水道光熱費用を立替、一ヶ月の生活維持を目安として支援することにより、その世帯の自立更生を支援することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 低所得世帯とは、小額の所得、消費水準の低位性を特徴とする世帯で、福祉事務所内所管課長及び地区担当民生委員等の意見を聴き、緊急的に支援の必要性が認められた世帯をいう。

(支援対象)

第3条 支援対象者の範囲は次に掲げる世帯とする。

- (1) 生活保護申請から受給までの間、生活が困窮していると認める世帯
- (2) 生活保護申請後却下された者のうち、現に困窮していると認める世帯
- (3) 他の福祉資金貸付申請が却下され、現に困窮していると認める世帯
- (4) 低所得世帯で、生活上、環境上改善を要する必要があるが、他からの援助がなく困窮している世帯
- (5) 生活保護または要保護世帯で緊急に水道光熱費及び食材の支援が必要で福祉事務所内所管課長からの要請のあった世帯
- (6) 罹災により緊急支援を必要とする世帯
- (7) その他神栖市社会福祉協議会会長が必要と認めた世帯

(支援範囲)

第4条 支援範囲は次に掲げる額を目安に、原則として1回の対応とする。

- (1) 生活維持に必要な水道光熱費等1万円以内の立替
- (2) 生活継続に必要な食材等1万円以内の現物

2 特別な事情により福祉事務所内所管課長から複数回要請があった場合は、3回までを限度とする。

(要請及び申請)

第5条 支援は、福祉事務所内所管課長からの要請（別紙、緊急生活支援意見書）によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、本人及びその扶養義務者またはその他の同居の親族の申請（別紙、緊急生活支援事業説明書及び申請書）によるものとする。

(調査)

第6条 要請または申請があったときは、支援の可否について福祉事務所内所管課長や地区担当民生委員の意見を聴き、社協職員が調査を行うものとする。

(審 査)

第7条 社協職員の実施した調査票または福祉事務所内所管課長からの緊急生活支援意見書に基づき、支援の要否を会長が決定する。

(支援及び借用書)

第8条 支援が決定された世帯に緊急生活支援を実施し、総額を記載した借用書の控えを当該世帯及び福祉事務所内所管課長へ渡すものとする。

2 支援に要した金額を当該世帯が全額返済した場合は、領収書を付した借用書の原本を当該世帯へ返却するものとする。

(返 還)

第9条 不実の申請その他不正な手段により支援を受け、または他人をして受けさせた者があるとき、もしくは第三者へ譲渡・転売した場合は、本会が実施した緊急生活支援に関わる費用の全額を返還させることができる。

(義 務)

第10条 支援を受けた世帯は、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならない。

2 緊急生活支援を受けた後、生活保護費の受給及び就労その他何らかの収入があり生計を立て直すことができた場合には、遅滞なく返済するものとする。

付 則

この要項は、平成21年3月1日より施行する。

この要項は、平成31年4月1日より施行する。